

## 令和8年度西区コミュニティ育成事業 質問および回答

番号	質問内容	回 答
1	業務委託契約（案）第1条第2項において「受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。」となっており、業務完了後の委託料の支払いとなっているが、区民まつりなど経費のかかる事業については多額の経費を受託者が立替えて支払うこととなり負担が大きいことから、受託決定後に年間委託料を概算払い申請し四半期ごとに請求することはできますでしょうか。	募集要項の第4章1(3) 委託料の支払いにおいて、「概算払いを行う場合は、事業者に提出を求める所定の請求書等に基づき、前期（事業開始時）後期（中間）の2回払いとし」としていますので、四半期ごとに請求はできません。